

財政再建推進プログラム(案)

平成13年10月

宮 城 県

目 次

I	財政再建推進プログラムの策定について	1
II	準用財政再建団体転落の回避に向けて	2
III	財政再建のための改革	4
1	行政のスリム化の推進	4
(1)	人件費総額の抑制	4
①	職員総数の削減	
②	早期退職制度の一層の周知・徹底	
③	給与の見直し	
(2)	県庁組織の見直し	5
(3)	内部管理経費の削減	5
①	内部事務経費の削減	
②	県施設の管理運営体制等の見直し	
2	事務事業の抜本的見直し(施策の重点化)	5
(1)	大規模事業の見直し	6
(2)	公共事業の見直し	6
(3)	補助金の見直し	6
①	市町村への補助見直し(県単独補助・嵩上補助の見直し)	
②	県民への補助条件等の見直し	
③	団体への補助負担等の見直し	
(4)	民間委託等の再検証	7
(5)	公社等外郭団体の見直し	7
(6)	上記以外の事務事業の見直し	8
3	歳入の確保	8
(1)	県税収入の確保	8
①	県税滞納額の縮減	
②	課税自主権の活用による歳入の確保	8
(2)	受益者負担の適正化	
①	使用料・手数料等の見直し	
②	使用料・手数料等の未済額の縮減	
(3)	県有資産の有効活用	9
①	県有未利用財産の売却等	
②	県施設の廃止、統合による財産の処分等	
③	県保有株式の処分	
④	県有未利用財産の貸付等	
IV	財政再建に向けた目標値	10
V	財政再建推進プログラムの実現に向けて	11

1 財政再建推進プログラムの策定について

○ 宮城県の財政は、バブル経済崩壊後の不況による県税収入の低迷、国の経済対策に呼応した県債発行による公債費の急増、財政調整基金残高等の減少などにより、危機的状況になったことから、平成 11 年 2 月に「財政健全化計画」を策定し、同年 10 月には「財政危機宣言」を行い、投資的経費の抑制、事務事業の見直し、職員給与等の削減などを進めた結果、当初懸念された平成 13 年度の「準用財政再建団体」への転落は回避できました。

○ しかし、長期化する景気の低迷を反映し、今後は自主財源の要である県税の大幅な増加は見込めない一方で、高齢化社会の急速な到来に伴う社会保障関係経費などの増加や公債費の償還も多額となり、義務的経費が大きく増加することが避けられない状況となっており、

このような状況において、平成 13 年度当初予算を基に推計した「財政の中期見通し」では、これまでと同様の財政運営を続けた場合、平成 14 年度から 17 年度の 4 年間で約 830 億円の財源不足額が生じ、平成 16 年度にも「準用財政再建団体」に転落する危機が迫っています。

さらに、公債費は平成 21 年度には、平成 14 年度比 19.3%増の約 1,394 億円が見込まれ、財政の危機的状況は平成 17 年度以降も継続すると予想されており、

○ この「準用財政再建団体」への転落を回避するため、今後見込まれる巨額の財源不足額の解消を目指し、これまで以上の行政のスリム化や事務事業の抜本的見直し、歳入の確保を図る改革を断行することとし、本年 9 月に、平成 17 年度までを財政再建の実施計画期間とする「財政再建の基本方針」を策定し公表いたしました。

○ 「財政再建推進プログラム」は、「財政再建の基本方針」でお示した方向性に基づき、平成 14 年度から平成 17 年度までの間に、基本方針の体系毎の改革の方策や内容・目標額等を具体的にお示しして、財政再建の道筋を明らかにするため策定したものであります。

○ 財政の再建は、最も重要な県政の課題であります。社会情勢が激しく変化する中で、プログラムの目標年度に至るまでには予測しがたい変化も考えられます。このため、プログラムの推進に当たっては、毎年度の予算編成の中で点検や見直しを加え、適切にローリングしながら、進行政管理に努め、どんなことがあっても「準用財政再建団体」への転落を回避して参ります。

○ また、プログラムの着実な推進に当たりましては、人件費の抑制や内部管理経費などの行政のスリム化などの見直しや、県有未利用資産の売却などによる歳入確保など、内部的な一層の見直しを進めますほか、平成 9 年度から取り組んでいる「新しい県政創造運動－宮城の行政改革－」をさらに推進します。今後は、「あれも、これも」ではなく、「あれか、これか」の厳しい選択が求められます。そのため、公共事業の縮減や市町村や県民の皆様への補助金等についても縮減せざるを得ない状況にあります。

○ 改革の実施に際しては、事務事業の廃止や縮小、サービスの制限などによる痛みが伴いますが、今、痛みを避けて改革を先送りすると、結局は次の世代にツケを回すことになり、

県民の皆様のご理解と御協力をいただきながら、「プログラム」の実行を通して、財政の健全化を図り、「真に豊かな安心とゆとりの地域づくり」に邁進していきたいと考えております。

II 準用財政再建団体の回避に向けて

宮城県の財政は、「財政再建の基本方針」で示したとおり極めて厳しい状況にあり、このまま新たな財政再建への取組を行わない場合、多額の収支赤字が発生し、平成16年度にも準用財政再建団体に転落する危機が迫っています。

宮城県の場合、標準財政規模の5%の収支赤字額は概ね220億円から230億円が目安となります。本年2月に策定した県財政の中期見通しでは別表のとおり、現在の財政構造を今後も継続した場合には、平成16年度の要調整額(財源不足額)は321億円となり、標準財政規模の5%の収支赤字額を超えて準用財政再建団体として指定される要件を具備することになってしまいます。さらに、平成17年度の要調整額(財源不足額)は平成16年度と同額の321億円が見込まれており、早期に現在の財政構造を大幅に見直す必要があります。

仮に、宮城県が準用財政再建団体に転落した場合には、地方自治制度上、以下のように大幅な制約を受けることが想定されます。

- 地方自治制度では、地方公共団体の標準財政規模の5%を超える収支赤字が発生した場合は、「地方財政再建促進特別措置法」により準用財政再建団体として国(総務大臣)の指定を受け、国の指導の下で国が同意した計画に基づき、一定期間内に財政再建を図らなければなりません。
- 県は、行政の範囲が広範で財政規模も大きく、地域内では多くの市町村や関係団体等が業務を営んでおり、万一、県が準用財政再建団体に転落すれば、市町村や県民が受ける影響は計り知れません。
- 準用財政再建団体へ転落した場合には、原則として災害復旧等や国直轄事業負担金に係る事業以外は地方債が制限され、県政運営全般が国の指導の下に置かれるなど県独自の政策は極めて制限されることとなります。
- つまり、準用財政再建団体へ転落するということは、企業に例えて言えば倒産、会社更生法適用の事態であり、その場合、国という管財人の下で財政再建を進めていくこととなります。

従って、準用財政再建団体への転落だけは、どんなことがあっても回避するとの強い決意を持って、今回の財政危機を乗り越えていくことが必要です。

中期的な財政見通し ～名目成長率0%～

(単位：億円、%)

区分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度			
	c	伸率(c/b)	d	伸率(d/c)	e	伸率(e/d)	f	伸率(f/e)		
歳入	県 税	2,544	-2.2%	2,525	-0.7%	2,525	0.0%	2,525	0.0%	
	地方消費税清算金	452	0.0%	452	0.0%	452	0.0%	452	0.0%	
	地方譲与税	21	0.0%	21	0.0%	21	0.0%	21	0.0%	
	地方交付税等	2,062	-4.8%	2,072	0.5%	2,332	12.5%	2,332	0.0%	
	国庫支出金	1,506	3.9%	1,502	-0.3%	1,517	1.0%	1,505	-0.8%	
	県 債		931	12.0%	969	4.1%	745	-23.1%	690	-7.4%
		財源対策債等	546	27.3%	562	2.9%	316	-43.8%	294	-7.0%
		その他の県債	385	-4.2%	407	5.7%	429	5.4%	396	-7.7%
		基金繰入金(一般分)	100	104.1%	117	17.0%	84	-28.2%	101	20.2%
	基金繰入金(一般分)	171	755.0%	74	-56.7%	0	皆減	0		
その他の歳入	830	-7.1%	820	-1.2%	821	0.1%	817	-0.5%		
歳入合計 (A)	8,617	1.6%	8,552	-0.8%	8,497	-0.6%	8,443	-0.6%		
歳出	人件費	2,913	3.6%	2,931	0.6%	2,928	-0.1%	2,903	-0.9%	
	扶助費	271	3.4%	281	3.7%	291	3.6%	302	3.8%	
	公債費	1,168	11.5%	1,248	6.8%	1,247	-0.1%	1,293	3.7%	
	県税交付金等	786	-5.4%	786	0.0%	786	0.0%	786	0.0%	
	投資的経費		1,821	-0.6%	1,841	1.1%	1,883	2.3%	1,801	-4.4%
		補助事業等	1,215	3.1%	1,192	-1.9%	1,208	1.3%	1,176	-2.6%
		その他事業	606	-7.3%	649	7.1%	675	4.0%	625	-7.4%
	その他の歳出	1,658	-2.4%	1,653	-0.3%	1,683	1.8%	1,679	-0.2%	
	歳出合計 (B)	8,617	1.6%	8,740	1.4%	8,818	0.9%	8,764	-0.6%	
	差引(B)-(A) (要調整額)	0		188	皆増	321	70.7%	321	0.0%	
基金残高		395	-29.1%	314	-20.5%	347	10.5%	371	6.9%	
	うち一般分	73	-68.7%	0	皆減	0		0		
県債残高(借換債含む)	13,286	1.8%	13,474	1.4%	13,429	-0.3%	13,266	-1.2%		

- (注) (1) 一般会計ベース。投資的経費中、補助事業等とは普通建設/補助十直轄事業をさす。
(2) 表中「基金」は、財政調整、県債管理、地域整備、国際化基盤整備の4基金。
(3) 県債残高には繰越を反映していない。
(4) 計算上、億円未満の端数は、各年度において四捨五入。

Ⅲ 財政再建のための改革

1 行政のスリム化の推進

歳出抑制による県民サービスへの影響をできるだけ少なくするため、県の内部努力を徹底し、最小のコストで最大の行政効果を発揮できるよう行政のスリム化を進めます。

- (1) 人件費総額の抑制・・・【縮減見込額 約53億円（一般財源ベース；以下同じ）】
事務事業の見直しや事務の効率化の推進、組織の簡素化などによる職員削減や、給与の見直しなどにより人件費総額を抑制します。

① 職員総数の削減

【一般行政部門】

事務事業の大幅な見直しに伴う職員の再配置を中心とし、民間活力の活用や業務の効率化などにより行政組織のスリム化を一層進めます。（現在の「定員適正化計画」の変更）

【教育部門】

教職員定数の標準に関する法律に基づき配置している教職員については、児童・生徒数の減少動向などに伴う見直しを逐次行い、適正な定員管理に努めます。

また、教職員定数の標準に関する法律に基づき配置している教職員以外については、業務の外部委託の推進や業務の効率化などにより定員削減に努めます。（現在の「定員適正化計画」の変更）

【公営企業部門（企業局）】

工業用地造成事業会計の清算を視野に入れた職員の再配置を中心とし、一層の合理化に努めます。（現在の「定員適正化計画」の変更）

（一般行政部門・教育部門・企業局の具体の計画変更）

	「現在」	⇒	「新」
期 間	平成11～15年度	⇒	平成11～17年度
削減目標	330人程度	⇒	550人程度

② 早期退職制度の一層の周知・徹底

歳出抑制に向け職員総数削減達成のため、平成12～13年度実施の早期退職制度を1年間延長するとともに、制度の一層の周知・徹底を図ります。

③ 給与の見直し

「貢献度を適切に反映した給与体系の構築」など国の公務員制度改革の動向等を踏まえ、給与制度の見直しを検討します。
合わせて、知事等特別職の期末手当を見直します。

(2) 県庁組織の見直し

最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、現在の組織の見直しを進めます。また、事務事業の大幅な見直し・削減等に伴い、適正な人員配置に努めます。加えて、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政需要・課題に的確に対応できる組織づくりを努めます。

(3) 内部管理経費の削減・・・【削減見込額 約51億円】

最小のコストで最大の行政効果が発揮できるよう、内部的な事務管理、施設管理経費について、一層の効率化・合理化を進めます。

① 内部事務経費の削減

事務執行方法の改善などによる事務処理の効率化や、行政事務の電子化・ペーパーレス化などによる内部管理経費を一層削減します。

また、事務事業の見直しに伴い臨時職員について、100人程度を削減します。

② 県施設の管理運営体制等の見直し

県立施設について、維持管理経費等の一層の効率化を進めるほか、県の役割の再検討など抜本的な見直しを行い、必要に応じて廃止・統合、市町村や民間への移管などの再編を進めます。

2 事務事業の抜本の見直し(施策の重点化)

事務事業の見直しに際しては、聖域を設けずに抜本的再検証を徹底します。

大規模事業や公共事業については、施策の優先度を考慮しながら総枠を抑制します。

また、補助金事業については、県の役割分担や関与のあり方、補助の必要性等を再検証し、優先度の高い施策へ重点化を進めます。合わせて、公社等外郭団体の改革等も進めます。

なお、このような状況におきましても、福祉、教育、環境、産業振興などの分野において、引き続き行政サービスの水準を維持すべきと思われる事務事業については、限られた財源を最大限に有効活用し、所要額の確保に努めていきます。

(具体的な事業名は、別添「現状維持又は所要額の確保に努める主な事業一覧」のとおり)

(1) 大規模事業の見直し・・・【縮減見込額 約57億円】

構想中の事業等は、社会情勢の変化を踏まえ、緊急性等を十分に検討し、休止を含めた事業計画の先送りなどにより、当面、新規着工は行いません。

既に実施設計又は建設に着手している事業についても、更なる事業費の抑制を検討するほか、事業期間の延長を視野に見直します。

(具体的見直し)

○県立高等技術専門学校再編整備

県立高等技術専門学校再編整備事業については、それぞれの施設整備の進度を後年度に送るなど調整します。

○県立高等学校等の施設整備

県立高等学校等の施設整備事業については、現在の整備費を縮減し、それぞれの施設整備について見直しを行います。

(2) 公共事業の見直し・・・【縮減見込額 約134億円】

公共事業については、県民ニーズの高い生活関連事業を優先するとともに、事業の緊急性、投資効果等を検討の上、事業の優先度を明確にして整備を進めます。

公共事業の縮減については、これまでキヤップ制を導入し、削減を図ってきていますが、更なる削減を図るため、現状から更に15%以上の事業費を削減し、県債の発行及び将来の公債費の抑制に努めます。

合わせて、入札制度の見直しなどにより、より一層の公共工事の効率化・工事費の縮減に努めます。

また、国直轄事業負担金については、国に対して廃止を要請していききます。

(具体の公共事業の見直しの概要)

○国庫補助公共事業 (15%以上削減)

国庫補助公共事業については、現状から15%以上の削減を目標とし、4年間の縮減目標額を約37億円とします。

○県単独公共事業 (20%以上削減)

県単独公共事業については、現状から20%以上の削減を目標とし、4年間の縮減目標額を約95億円とします。

(3) 補助金の見直し

補助金の見直しに際しては、県の役割分担や関与のあり方、補助のための条件などを抜本的に見直します。

① 市町村への補助見直し (県単独補助・嵩上補助の見直し)

・・・【縮減見込額 約29億円】

補完性の原則を踏まえ、地域に関わる行政は基本的に市町村が担うことを基本に、市町村への権限移譲を進めます。

県は広域的取組への支援を行う一方、県単独補助事業については、県の役割分担や

関与のあり方、補助の必要性等を再検討し、抜本的に見直します。

国庫補助事業等に対する県の単独嵩上補助のうちハード事業に対する補助については、再度、補助率の見直しを検討します。また、ソフト事業に対する嵩上補助については、その必要性も含め、抜本的に見直します。

(具体の事業名は、別添「主な事務事業の見直し検討一覧」のとおり)

② 県民への補助条件等の見直し・・・【縮減見込額 約5億円】

県民(個人・法人)に対する補助・給付事業については、補助対象の条件の見直しを徹底し、受益と負担、助成の必要性等を再度考慮し、重点化を進めます。

貸付金等については、県単独制度の必要性や貸付条件などを見直します。

(具体の事業名は、別添「主な事務事業の見直し検討一覧」のとおり)

③ 団体への補助負担等の見直し・・・【縮減見込額 約23億円】

外郭団体((5) 公社等外郭団体を除く)や各種の任意協議会等に対する補助負担等については、設立当初の目的と現状との検証、団体の必要性、県行政との重複、県の関与のあり方などを再検証し、ゼロベースで見直しを行います。

(具体の事業名は、別添「主な事務事業の見直し検討一覧」のとおり)

(4) 民間委託等の再検証・・・【縮減見込額 約6億円】

行政資源の効率的運用や民間活力の有効活用を図るため、サービスの質を低下させず、委託によりコストも低減できる業務については、今後とも民間委託を進めます。

一方、現在、民間委託により実施している事務事業について、その必要性と直接執行した場合のコスト分析の再検証などを実施し、状況に応じて委託の見直しなども検討します。

また、PFIの活用など、民間活力の有効活用について積極的に研究を進めます。

(具体的な民間委託等)

○民間委託の再検証・・・工事設計や工事管理業務、施設維持管理業務(県営住宅、県立都市公園、道路、下水道等)等

○PFIの研究・・・石巻合同庁舎建設事業、仙塩流域下水道汚泥有効利用事業等

(5) 公社等外郭団体の見直し・・・【縮減見込額 約7億円】

県の出資割合が25%以上であるなど県と一定の関わりを持つ81団体(平成13年10月現在)については、県としての見直し方針を明らかにして、団体の整理・統合を含む運営改善を促進します。また、県と団体との役割分担を明確にし、県的人的・財政的関与のあり方などを総合的に見直します。

(具体の公社等外郭団体の見直しの方向性)

○県と関わりのある81団体のうち、経営面等に課題のある概ね70%の団体について改善計画を作成し、その内容を公表します。

○補助金の見直しと連動し、団体に対する運営費補助金等の必要性、費用対効果などを精査し、適正な見直しを行います。

(6) 上記以外の事務事業の見直し・・・【縮減見込額 約198億円】

これまで述べてきた事務事業以外についても、聖域のない見直しを徹底し、事務事業の効率的な執行に努めます。

(具体的な事業名は、別添「主な事務事業の見直し検討一覧」のとおり)

3 歳入の確保・・・【歳入確保見込額 約88億円】

滞納整理等の税收確保対策、未利用財産の売却、受益者負担の適正化などを進め、自主財源の確保対策を強化していきます。

(1) 県税収入の確保

滞納整理方策の強化や超過課税の継続、課税自主権を活用した県税収入の確保対策を充実し、自主財源の確保を図ります。

① 県税滞納額の縮減

平成13年度までの「県税徴収確保対策5ヶ年計画」に基づき収入未済額の縮減に引き続き努めるとともに、平成14年度から新たに「税收確保対策5ヶ年計画(仮称)」を策定し、滞納処分の強化をはじめとする原点に立ち返った徴収努力により収入未済額の縮減及び県税収入の確保を図ります。

(具体的な滞納縮減対策)

○滞納処分の強化・・・・・・・・財産の差押えの実施等滞納処分の強化

○自動車税の集中滞納整理・・・現年分の収入率の飛躍的な向上

○市町村との連携強化・・・・・・・・個人県民税の収入率向上対策

② 課税自主権の活用による歳入の確保

現行の法定外税である核燃料税や法人県民税税割の超過課税の継続及び税率の見直しのほか、受益者負担の適正化の視点から、新たな超過課税の導入や既存の課税免除・不均一課税等減免制度の見直しを検討します。

(2) 受益者負担の適正化

受益者負担の適正化を図るため、サービスに見合った料金の見直しを進め、合わせて未済額の縮減対策を強化します。

① 使用料・手数料等の見直し

使用料・手数料の見直しは、基本的に3年毎に実施していますが、受益者負担の原則に立ち、全ての使用料・手数料について、コストに見合った見直しを実施します。

また、減免規定の見直しや、使用料・手数料の新設などについても検討を進めます。

- ② 使用料・手数料等の未済額の縮減
県税の滞納整理と同様、手数料・使用料等の未済額を極力縮減するための対策を強化します。

(3) 県有資産の有効活用
県有資産の有効利用を図るため、未利用財産の売却・貸付等の検討を進めます。

- ① 県有未利用財産の売却等
施設跡地等の普通財産や未利用の行政財産のうち、具体的な利用計画がない土地については、引き続き積極的に売却処分を行います。

(具体的な売却財産の検討)

- 旧古川合同庁舎跡地
- 旧運転免許試験場跡地
- 萩風荘 (東京)
- 仙台市内県営住宅 (小田原峰屋敷等)
- 職員宿舍跡地 (角五郎等)

- ② 県施設の廃止、統合による財産の処分等
県施設の管理運営の見直し(1-③)一②)で生じた廃止・統合・移転施設跡地等については、売却を含めて跡地利用の可能性を検討していきます。

- ③ 県保有株式の処分
出資目的が達成された株式及び引き続き保有する必要がない株式については、処分を検討していきます。

- ④ 県有未利用財産の貸付等
未利用財産のうち、売却処分に時間を要する土地については暫定的な活用策を検討します。

IV 財政再建に向けた目標値

(単位:百万円)

	平成14年度削減予定額①		平成15～17年度削減予定額②		①+②計
	総事業費	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源
1 行政のスリム化の推進	2,133	2,013	8,359	10,372	10,372
(1) 人件費総額の抑制	736	736	4,528	5,264	5,264
(2) 内部管理経費の削減 (※)	1,397	1,277	3,831	5,108	5,108
2 事務事業の抜本的見直し	33,837	12,224	33,620	45,844	45,844
(1) 大規模事業の見直し (※)	5,261	1,726	3,989	5,715	5,715
(2) 公共事業の見直し (※)	19,397	3,362	10,086	13,448	13,448
・補助公共	13,000	918	2,754	3,672	3,672
・単独公共	6,264	2,374	7,122	9,496	9,496
・その他(調査費等)	133	70	210	280	280
(3) 補助金の見直し (※)	2,263	1,414	4,242	5,656	5,656
・市町村への補助見直し	1,056	713	2,139	2,852	2,852
・県民への補助見直し	141	121	363	484	484
・団体への補助負担見直し	1,066	580	1,740	2,320	2,320
(4) 民間委託等の再検証 (※)	172	147	441	588	588
(5) 公社等外郭団体の見直し(※)	181	167	501	668	668
(6) その他事務事業の見直し(※)	6,563	5,408	14,361	19,769	19,769
3 歳入の確保	2,396	2,396	6,388	8,784	8,784
4 財政健全化債	4,500	4,500	13,500	18,000	18,000
計	42,866	21,133	61,867	83,000	83,000

(注)※印の項目については、基本的に平成14年度において削減し、平成15年度から平成17年度までの3年間は削減後の姿を継続するものである。

Ⅴ 財政再建推進プログラムの実現に向けて

○ 推進プログラムの進行管理と公表について

この財政再建推進プログラム案は、名目成長率0%を前提として平成13年度予算を基に推計した「県財政の中期見直し」で想定された平成17年度までの830億円に上る財源不足額を解消するために、各取組の分野毎の目標額を定め、事務事業の見直し等の具体的なプログラムについて明らかにし、県民の皆様の御理解と御協力をお願いするものです。

したがって、今後の景気動向や地方財政措置に係る制度改正等の状況変化によって見直しが必要になることもありますが、この推進プログラムの達成状況などについては、「財政の中期見直し」の修正（ローリング）を含め、毎年度の当初予算編成後に公表し、進行管理してまいります。

○ プログラムの推進に当たって

平成17年度までの財政再建期間中に、多額の財源不足を解消し、財政健全化を果していくためには、厳しい施策の選択が求められており、福祉、教育、環境、産業振興などの分野でも、引き続き、これまでの行政サービスの水準の維持や所要額の確保に努める事務事業がある一方で、「財政再建のための改革」の項目でお示したとおり、行政組織自体のスリム化はもとより、様々な施策の見直しや未利用県有財産の売り払いなどによる歳入の確保など、具体的な取組を着実に実践していかねなければなりません。その一歩となる平成14年度の当初予算の編成が重要な鍵となると考えます。

また、こうした危機的な財政状況の中でも、時代の変化に対応した新しい行政需要に対応しながら、官城の活力を培い、「真に豊かな安心とゆとり地域づくり」を実現するための重点的な施策の推進も必要です。

そのため、今後とも、この改革の実現に際して痛みを伴う事務事業の廃止や縮小などと同時に、引き続き維持確保を図る施策等を県民の皆様に明らかにしていくほか、次年度の政策方針やこれに基づく重点政策（候補）事業の選定と公表も継続して行いながら、社会経済情勢の変化に応じた機動的、重点的な財源配分とメリハリのある予算編成に努めて、財政健全化を推進してまいりますので、県民の皆様には、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

